



自転車ヘルメットの購入額に応じて デジタル地域通貨MIMACAの ポイントがもらえます！



令和5年4月1日からすべての自転車利用者にヘルメット着用の努力義務が課せられました。自転車に乗る際はヘルメットを着用しましょう！

対象者

美馬市内に住所を有し、令和6年3月31日時点で、満年齢が

- ① 16歳以上18歳以下の高校生世代の方
- ② 65歳以上の高齢者の方



申請方法

方法① インターネットで申請

申請フォームのURL↓と二次元コード→

<https://logoform.jp/form/mima/385629>



方法② くらし・人権課（美馬市役所北館2階）
へ提出書類を持参して申請

提出書類

- ① 自転車ヘルメット着用促進事業申請書兼請求書
- ② 同意書兼誓約書※申請書兼請求書の裏面
- ③ ヘルメット購入に要した経費の領収書の写し
- ④ 安全基準の認証の確認ができる書類の写し
- ⑤ 申請者の本人確認書類の写し

※詳しくは美馬市ホームページをご確認ください

<https://www.city.mima.lg.jp/gyosei/docs/1171460.html>

・申請期限は令和6年3月29日（金）まで



↑安全基準マークの例

ポイント付与

- ・自転車ヘルメット購入額の**2分の1**相当のポイント（100ポイント未満は切り捨て）を申請者のMIMACAに付与します。
※上限は**3,000ポイント**です
- ・申請した月の**翌月15日**にポイントを付与し、その日から**180日間**がポイントの有効期限となります。

お問い合わせ：美馬市役所 くらし・人権課 ☎0883-52-8009



Q & A



ヘルメット購入後に事業を知ったが、申請できますか？



令和5年8月4日以降の購入分であれば申請可能です。



現在15歳ですが、誕生日を迎えないと購入・申請はできないですか？



平成17年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた高校生世代の方と昭和34年4月1日より前に生まれた高齢者の方が事業の対象者となります。現在15歳であっても、事業の対象者となる方であれば、誕生日前のヘルメット購入分も対象となります。



付与されるポイントは、ヘルメットの定価の1/2ですか？



定価ではなく、実際に購入に要した税込み価格の1/2（上限3,000ミマポ）です。販売店が値引き等で販売している場合は、その値引き価格（税込）の1/2が付与ポイントとなります。



家族に対象者が複数おり、それぞれがヘルメットを購入したが、申請はまとめてできますか？



複数の対象者を、1枚の申請書でまとめて申請することはできません。対象者ごとに、申請書の提出をお願いします。ただし、保護者が申請者となってインターネット申請をする場合は、未成年者のみまとめて申請することができますので、ぜひご利用ください。
※ポイントは申請者の「MIMACA」に付与します。



「安全基準の認証の確認ができる書類の写し」とは、どのような書類ですか？



ヘルメットに付いている保証書、取扱説明書または安全基準マークの確認ができるヘルメットの写真等のいずれかになります。それらの添付が難しい場合は、購入店による購入証明（同意書兼誓約書の下欄）を受けてください。



購入するのは、美馬市内の店舗でないといけませんか？



美馬市内の店舗に限らず、美馬市外の店舗、インターネットでの購入も対象です。ただし、リサイクル業者や支払いの事実を確認できない店舗及び個人売買での購入は対象外です。